

番号制度、個人番号カード及び公的個人認証サービスの概要

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、**福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用**（第9条第2項）。

番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
番号法			H27.10.5	付番・通知	
				H28.1.1	個人番号利用、個人番号カード交付
					H29.1～(予定) 情報連携
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関)	機構		
			個人番号の住民票への記載		
	本人確認情報(住民票コード)の提供		本人確認情報(個人番号)の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関)	機構		
	電子署名		電子署名・電子利用者証明		
			検証者の民間拡大		

個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面(案)



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成

電子証明書

を格納する。

公的個人認証AP

電子証明書

ICチップ
空き領域

券面事項確認AP

券面事項入力補助AP

住基AP

プラットフォーム

市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



個人番号カードのアプリの概要

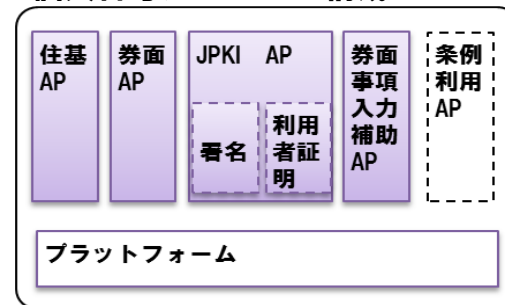
個人番号カードの表面（案）



個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのAP構成



AP	個人番号取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面情報: 4情報+顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A(個人番号12桁) ・個人番号を利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号(6~16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人番号及び4情報 並びにその電子署名データ ②個人番号 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、照合番号A(個人番号12桁) ※これにより、券面目視により個人番号を手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	<p>暗証番号(4桁の数字)</p>

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面で
個人番号の提示が必要となる。

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

券面

を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

電子
証明書

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な
場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新
規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な
場面で活用が可能。

券面

または

電子
証明書

を利用

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各
種の民間のオンライン取引に利用
できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子
証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

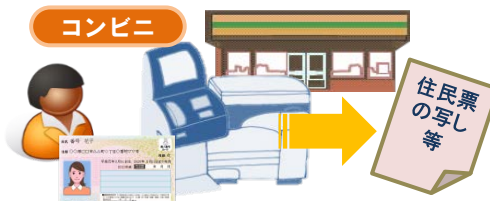
アプリ

または

電子
証明書

を利用

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用で
きる。平成28年度中に、導入市町村は約300に
増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

アプリ

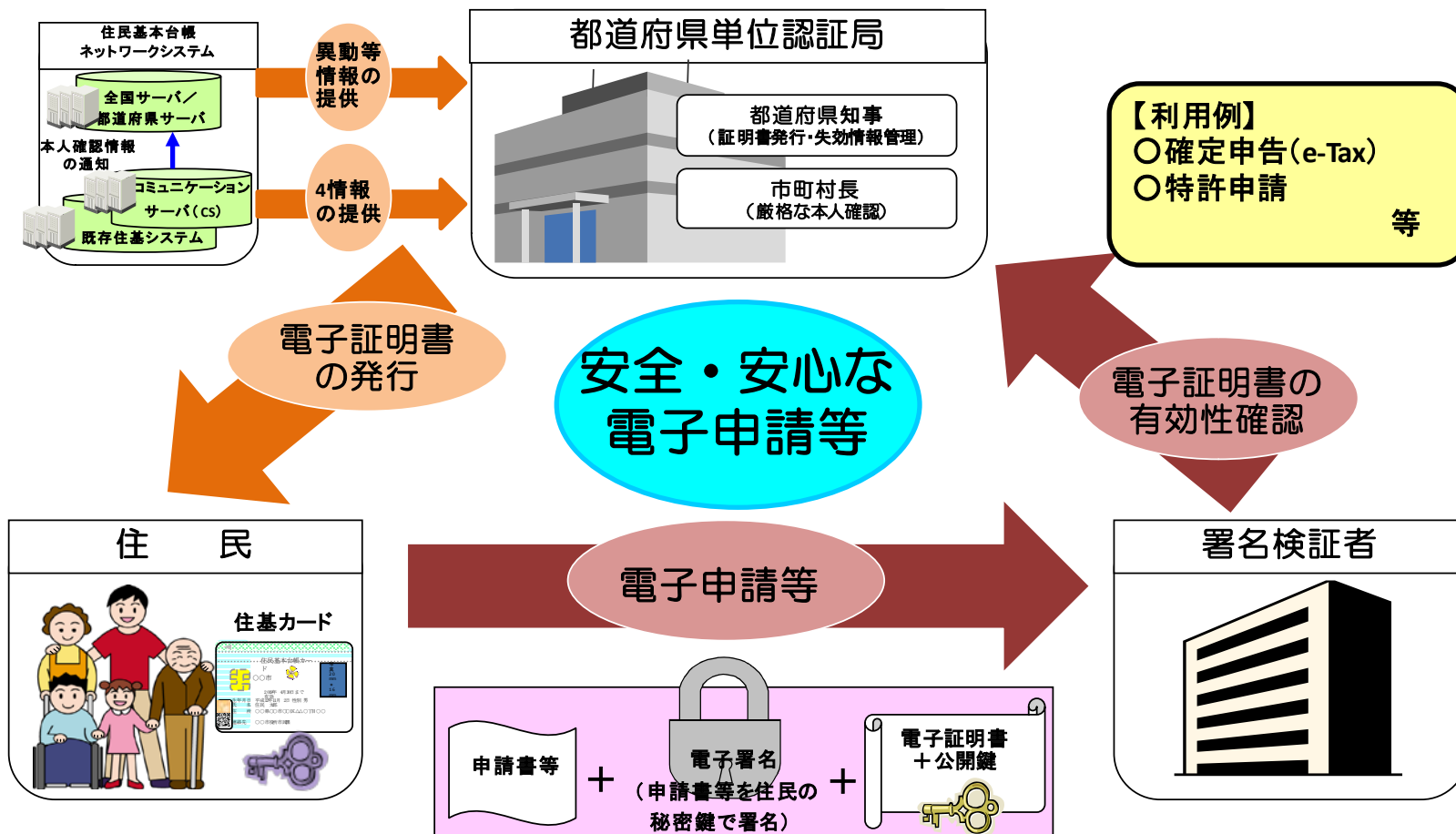
または

電子
証明書

を利用

公的個人認証サービスの概要について

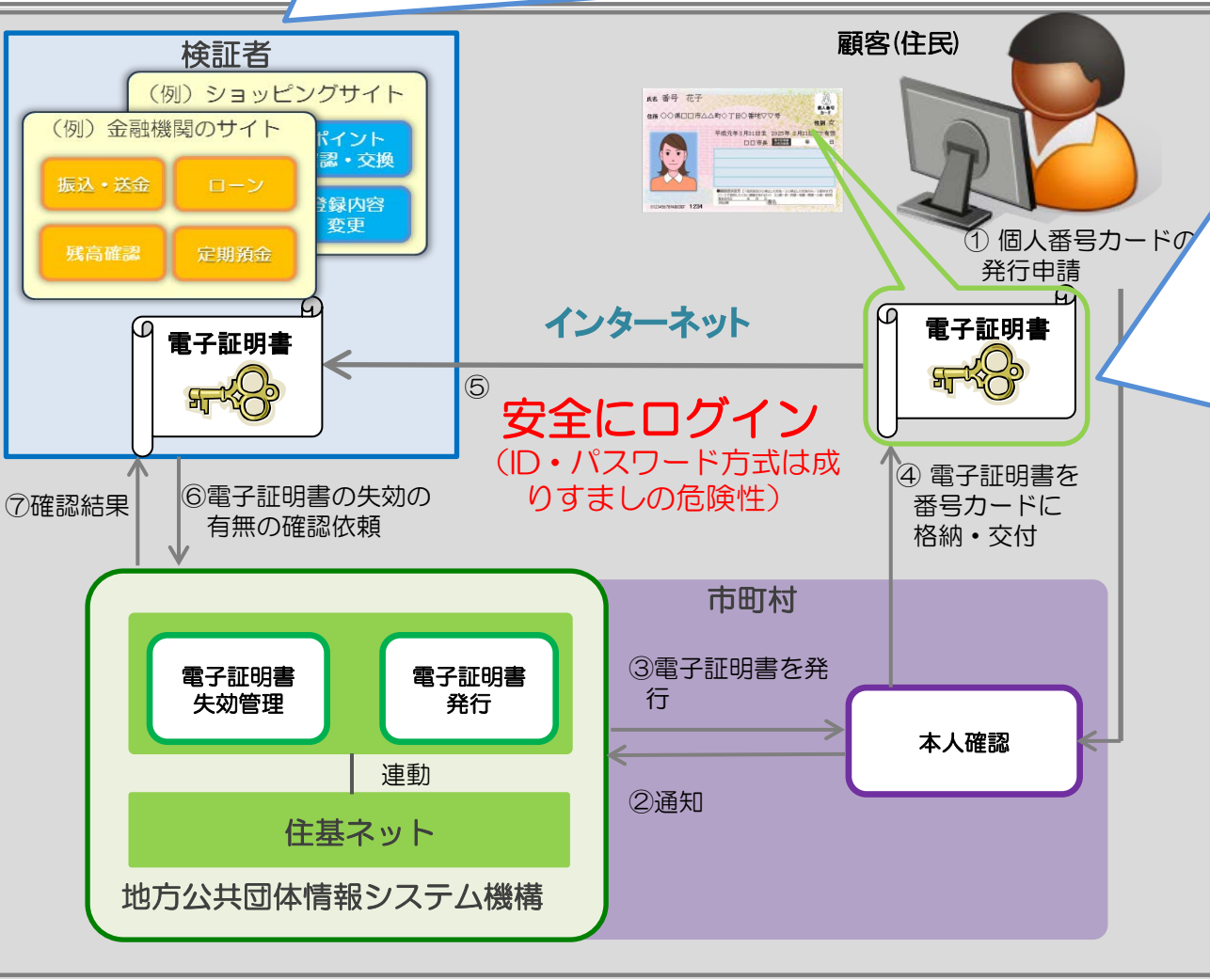
- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービスとして、平成16年に提供開始。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。



公的個人認証サービスのイメージと改正内容

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大（平成28年1月～）
 （＝検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大）



【改正点②】

電子証明書は2種類。

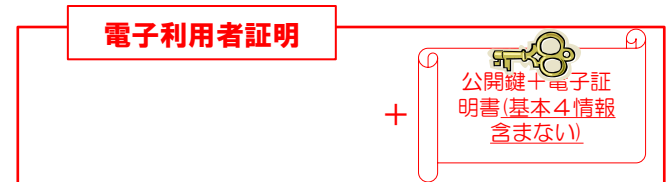
◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

：インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

：インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。